

報告事項力

第 1 1 回鳥取県教育審議会の概要について

第 1 1 回鳥取県教育審議会の概要について、別紙のとおり提出します。

平成 2 4 年 8 月 2 3 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

第11回鳥取県教育審議会の概要について

教育総務課

- 1 日時 平成24年8月3日(金) 午前10時半～午後1時
- 2 場所 白兔会館「飛翔の間」
- 3 出席者 教育審議会委員(24名)
- 4 概要(議題に対する主な意見 委員 事務局)

(1) いじめ問題への対応について

学校での子どもたちの態度、家庭での態度、学童に行っている時の態度とは違う。子どもたちが大人を見抜いている。

韓国ではメールで相談をする。それを対応する方は複数で対応している。複数の人が対応することも考えた方がいい。

家庭では個に対する教育はできるが、集団の中、学校の中での我が子の立場は、なかなかわからない。集団の中で個を育てるのは学校の責任である。

いじめを誰かに相談したことで、陰湿ないじめに変わることがある。周囲の子どもが「この人がいじめられてる」と言うと、言った人が今度はいじめに合うこともある。鳥取県では、いじめが少し減っている、あるいは横ばいだということだか、現実には隠れているのではないか。そういうことも教育委員会や学校は考えて、できれば予防の方を考えなければいけない。子どもたちに善悪を道徳教育できちっと教えてほしい。また、先生方が子どもの観察力を高め、もし何かあれば子どもたちの変化に気づける教師力をきちっと付けてほしい。

いじめの対応は、教員にゆとりがない中では的確な対応が難しい。もう少しゆとりのある学校現場になれば、いじめ問題についても切り込んでいける。現状の中で頑張れということ、余計精神的に追い詰められたりすることに直結するのではないかと危惧する。

学校での多忙感を解消しないといじめはなくなると言ってしまうと、もうそれでおしまい。学校に行って子どもを見ることは、教員の仕事である。

それぞれの学校の規模に応じて、出来ることを出来るものがしていく。いじめかどうかを検討することに時間を割くのではなく、アンテナを高く、風通しをよくし、それぞれの教員の気づきが学校のどこに反応として伝わるのかということがとても大事。

いじめがあつてからの人間関係の修復を重要視してほしい。大きくなってからでは、なかなか申告しない、小さいときから悪の芽を摘むということが大切。

人間関係づくりの能力が非常に落ちているという子どもたちの状況を知った上で、学校、家庭地域で何ができるかを本気で考えていかなければいけない。

インターネットやスマートフォンの感覚を大人は知らない。携帯が無くては生きていけないという子どもたちになっていることを認識し、情報モラルに危機意識を持つ必要がある。

子どもはそれぞれの場面で様々な表情を見せるが、本質を見抜く必要がある。いじめが問題化されると、「いじめ」という物差しで測ろうとするが、これに合わなかったらいじめでない、これにあつたらいいいじめ、ではなく、小さいサインを見逃さないことが大事。学校にはいじめる側もいじめられる側もいる。いじめられる側も守らなければいけないし、いじめる側の教育も必要。今回の大津の事件を踏まえ、教育委員会としても全体的な見直しを考えていかなければいけないと思う。



(2) 次期教育振興基本計画(平成26年度～平成30年度まで)について

持つべき姿勢、態度として、友達同士や家族で褒めあつていけるような人間関係ができる教育というのをひとつ入れていただきたい。